

水防警報について

水防警報の種類、内容及び発表基準

警 報	内 容	発 表 基 準
待 機	<p>不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>河川はん濫注意報等により、または水位、流量その他の河川状況により警戒水位に達しななお上昇の恐れがあるとき。</p>
指 示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防の法崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>河川はん濫警報等により、または、既にはん濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>はん濫注意水位以下に下降したとき、またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>